

平成18年度 事業別現計予算書

福祉部 高齢介護課

(単位:千円)

会計	1	一般会計	当初予算額	792						財源説明		事業概要	
款	3	民生費	財源内訳	国庫	0	款	項	目	節	金額	歳入款名	判断能力が不十分な痴呆性高齢者の成年後見制度の利用を促進し、また申立人がいない場合での市長が審判申立する場合に要する経費。	継続
項	1	社会福祉費	財源内訳	県費	0	19	4	2	6	17	167		諸収入
目	10	高齢者福祉費	財源内訳	地方債	0								17年度から障害者分を含む
事業	15	成年後見制度利用支援事業	財源内訳	その他	167								19節C+20節C
細事業	1	成年後見制度利用支援事業	財源内訳	一財	625								実施計画算入金額 0 事業期間(13年~99年)
節名	明細	積算基礎			現計予算額	流充用・配当替え額		備考					
19 1	負担金、	6	扶助費の補助		(	288)							
			成年後見申立費用(1人分) 119,800円		288								
			開始審判請求用印紙 800円×1件= 800円										
			開始審判請求用診断書 12,000円×1通= 12,000円										
			登記手数料 4,000円×1件= 4,000円										
			開始審判請求切手代 3,000円×1件= 3,000円										
			開始審判鑑定費用 100,000円×1件= 100,000円										
			前年度引継ぎ分 2人分 83,670円×2人= 167,340円										
			(後日本人負担予定)										
			申立費用補助(郵便切手) 3,620円、申立費用補助(収入印紙) 800円										
			申立費用補助(登記印紙) 4,000円、										
			後見開始審判請求用診断書作成料 5,250円										
			制度利用のための鑑定費用 70,000円										
20 1	扶助費	1	一般扶助費		(	504)							
			成年後見人後見費用		504								
			在宅 28,000円×1件×12月= 336,000円										
			新規 28,000円×1件×6月= 168,000円										
			※市長が申立した場合で本人に支払い能力のない場合										
合計						792							



